

第3章 史跡鳥海柵跡の調査

1 調査の概要

(1) 西根遺跡調査以前の調査

金ヶ崎町西根地区は、六原扇状地扇端(金ヶ崎段丘の縁辺部)に位置し、この周辺にはいくつもの古墳群が存在する。それらは胆沢川、黒沢川の北岸に縦街道、揚場、三反田、桑木田、五郎屋敷、飛鳥田、道場等の古墳群である。

これらの古墳群に関する最も古い記録は、明治30年(1897)の『考古学会雑誌』第6号に記載された三宅米吉の「最北の古墳」である。これは、明治18年(1885)に発掘されて曲玉等の玉類と鉄刀等が出土したことにに関する記載である。具体的には、「一、最北の古墳 陸中国胆沢郡西根村にありし古墳は余が知れる最北の古墳なり。此の地は胆沢城址を西に去ること十余町、胆沢川の左岸にして地形は稍高き平地なり。古墳は元来数個なりしものの如し。今皆壊崩して其の形を失せるも、明治十八年三月其の一を発掘して中より獲たる遺物は現に同村の共有物とし、昨年余は之を同村及川栄五郎宅に於て見ることを得たり。其の品目は曲玉、切子玉、白玉、小珠、鉄ノ刀、鉞、鏃片にして他の諸所より獲るものと異なる所なし。」と記されている。ここに記されている古墳群は、縦街道古墳群と考えられる。

この縦街道古墳群は、その後大正12年(1923)に宮内省諸陵寮調査員によって調査されている。当時の記録によると、調査の目的は史跡の調査のためでなく皇室に関する不明の古墳調査のためとしている【資料1】。この頃に発掘された出土品の多くは、当時の帝室博物館(現東京国立博物館)に収められた。

縦街道古墳群は、本遺跡の縦街道南区域の東部に密集しており、昭和の調査時点までいくつかの墳丘が残されており、鳥海柵当時にも破壊された痕跡が認められないので、ここが特別な意味を持つ区画であった可能性が窺われる。縦街道古墳出土と想定される出土品には、曲玉、切子玉、白玉、小珠、鉄刀、鉄片、鉞(三宅報告)、大正12年頃出土とされるものには、蕨手刀、直刀、刀子、鉄族等の武具類、和同開珎や銚帯金具のほか勾玉、切子玉、ガラス玉等の玉類が見られる。特に律令国家との関係を窺わせる銚帯金具と和同開珎はこの古墳群の特徴ともいえる。

縦街道古墳群以外の古墳群の記録としては、大野延太郎による明治33年(1900)の「東北旅中散見の遺物」(『東京人類學會雑誌』第二百六号)をあげることができる。「(二) (蕨手刀)も同郡西根村字桑野木田、小丸塚から発見したるものである、其當時の掘出せし有様を聞くに一尺許の自然石十六を四つ、方形に並列して其の中に細かなる石を並べ厚さ一尺位積み重ねて中央に古剣を横たへ劍頭を西にして配置せられたりと云ふ、他に何も出でざりしとのことである、初め開墾せざりしときは土を以て丸く盛り上たる塚と同じきものと云ふ、(三)は五鈴鏡にてこれも同郡金ヶ崎村字西根五郎屋敷に於て去る明治二十八年三月十六日に発見せし由、この塚は丸形で直径二間許盛り上げたるもので其周圍に巾一間位もあろうと思はれる溝を周らしてありしと云ふ、この外に発見したるものは、直刀(二)、轡(二)、緒占玉(五)、瑪瑙曲玉(九)、水晶曲玉(二)、滑石曲玉(二)、硝子玉(六)、水晶切子玉(五)、鐵鑿(四)、等の種々なるものが出でたれども、このものは今は何れか散亂したと云ふことであります、」【資料2、読点の位置に訂正を加えた】。明治33年に大野が報告した上記の古墳群は、鳥海柵跡の西に隣接する桑木田古墳群と五郎屋敷古墳群と想定される。

桑木田古墳群は、大野の報告では桑野木田小丸塚とあるが、現地名にある桑木田古墳群として捉えられる。この古墳は、一尺余の石を四方に厚さ一尺位積み重ねた中から蕨手刀が出土している。この状況は、北上市の江釣子古墳群や花巻市の熊堂古墳群にみられる川原石積古墳

と類似しており、出土遺物からも同様の古墳であったと考えられる。

また、五郎屋敷古墳は、直径二間許の円墳であり、当時周溝も残存していたことが分かる。五鈴鏡は、古墳時代の鏡としては岩手県内唯一のものであり注目される。鈴鏡は東北でも8例しか確認されていない貴重な資料である【資料2】。

(2) 西根遺跡調査(第1～5次)

西根遺跡第1次調査報告書の序文の記載によれば、「昭和32年金ケ崎中学校を建設し、昨年(昭和33年)校舎南側のバレーコート土取り作業中土器が出土したので、町教育委員会並に中学校当局者が岩手大学の草間先生にお願いして発掘調査した」とされ、昭和33年中学校裏地の発掘調査が実施された。その結果、奈良時代の集落跡が広範囲にわたって確認され、調査は昭和40年の第五次まで継続されることとなった。また、西根縦街道古墳の発掘調査も併せて行われ、集落と同時期の古墳2基が調査された。調査の結果、50棟を超える竪穴建物が検出されたことは注目を集め、町や学校当局も遺跡保存に積極的な関心を示すこととなり、工事箇所を変更して遺跡の一部を保存することとなった。

(3) 東北縦貫自動車道・金ケ崎バイパス関連調査(第6～9次)

県内の東北縦貫自動車道建設は、昭和40年の基本計画決定、昭和43年(1968)の施工命令により具体化された。路線内に所在する埋蔵文化財については、岩手県教育委員会が調査を行うことになった。昭和42～46年(1967～1971)に分布調査および現地確認調査が実施され、その結果を承けて、昭和47年に路線内の遺跡の発掘調査が開始された。金ケ崎町内では昭和47年に調査が開始され、本遺跡については「鳥海A遺跡」が昭和47年に、「鳥海B遺跡」と「西根遺跡」調査が昭和50年に実施された。

昭和49年(1974)、国道4号金ケ崎バイパスの建設計画にともない県教育委員会文化課と事業主体である建設省岩手工事事務所との間で事前協議が行われた。同バイパスは既設の水沢バイパスの北端部分を起点として現道から西へ迂回しつつ金ケ崎町中心街の西側を通過し、中心街北端付近で現道に接する路線である。協議の中で西根古墳遺跡の取扱いが焦点となり、路線変更の可能性も検討されたが、第3次調査で現存する古墳2基が調査済みであることから、計画どおりの路線とし縦街道古墳は記録保存することになった。発掘調査は昭和54年(1979)に(財)岩手県埋蔵文化財センターによって実施された。

(4) 開発行為にかかる緊急調査(第10、17～19次)

平成9年6月の台風8号による堀跡法面崩落の復旧作業にともない、発掘調査が実施された。

また、(株)ウエストから開発行為による試掘調査の要望があり、文化庁や岩手県教育委員会と協議し、平成21年度から3年計画で試掘調査が実施された。

(5) 確認調査(第11～19次)

昭和33～40年の西根遺跡調査や昭和47～50年の東北縦貫自動車道関連調査の成果から、本遺跡が「鳥海柵跡」に比定される可能性が高まった。そこで、金ケ崎町教育委員会では鳥海柵跡の解明に向けて、平成15年度から平成23年度まで内容確認調査を実施した。

茄子、枝豆等勝手に盗むことを互に許したりとぞ、甲府の近在にては八月十五夜に人の御物を盗むも咎る者なし

○虫送り 千塚村虫送りを致すとき、し故廿五年七月廿九日舊曆六月六日に當る日見物に行く村人多人數々手毎に長さ松明を持ち大藪ほら貝を吹き立て大聲に先達の者ヲークレヲークレ イネノムシヲ ヲクレと呼はれば一同連呼し村はづれの地迄送り行き一同松明を集め焼捨て歸る村々により日を異にすれば送り方は同じと聞く(未完)

○東北旅中散見の遺物 (卷首圖を見よ)

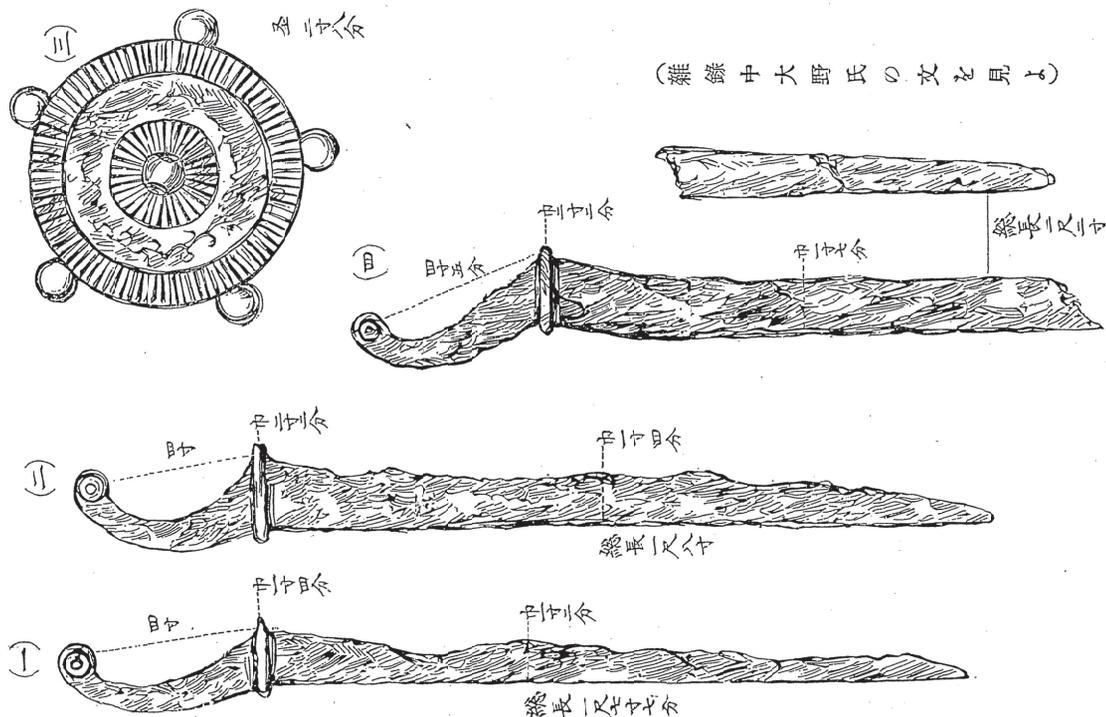
大野延太郎

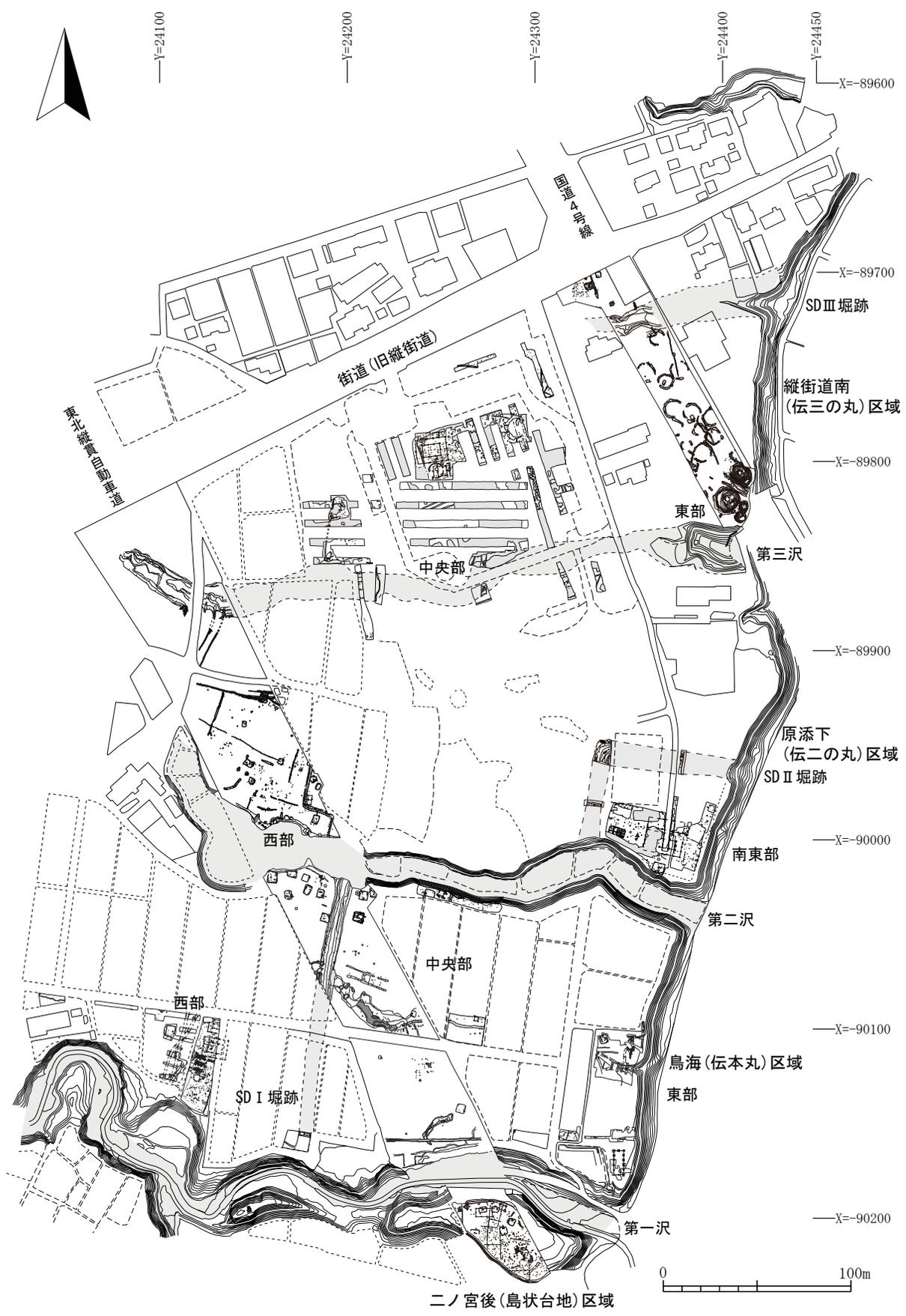
第一圖の(一)は藤手形の古劍にて陸中國鷹澤郡水澤町鹽釜字日高神社の西小石森塚に於て去る明治三十三年十月十八日掘り得たとのこと同所の石原入右衛門氏の所有である、(二)も同郡西根村字桑野木田、小丸塚から発見した

るものである、其當時の掘出せし有様を聞くに一尺許の自然石十六を四つ、方形に並列して其の中に細かなる石を並べ厚さ一尺位積み重ねて中央に古劍を横たへ劍頭を西にして配置せられたりと云ふ、他に何も出てざりしとことである、初め開鑿せざりしときは土を以て丸く盛り上たる塚と同じきものと云ふ、(三)は五鈴鏡にてこれも同郡金ヶ崎村字西根五郎屋敷に於て去る明治二十八年三月十六日に発見せし山、この塚は丸形で直徑二間許盛り上げたるもので其周圍に巾一間位もあろうと思はれる溝を周らしてありしと云ふ、この外に発見したるものは、直刀、(二)轡、(二)緒占玉、(五)瑪瑙曲玉、(九)水晶曲玉、(二)滑石曲玉、(二)硝子玉、(六)水晶切子玉、(五)鐵鑿、(四)等の種々なるものが出てたれども、このものは今は何れか散亂したと云ふこととあります、(四)も右の古劍と同形式にて少しそのところ異りて聊か長しされども(二)と同形式である、去る明治二十七年中に掘り得たるものにて出所は羽後國南秋田郡湯西村大字鶴木郷夷が臺と云ふ、古墳から発見せりと外に祝部土器も出て、又た別

に剣も出てたりしと云ふ、所有者は眞崎勇助氏であります、

第一圖





二ノ宮後(島状台地)区域
第14図 鳥海柵跡全体図

2 出土遺物

本遺跡の範囲には、鳥海柵跡（7～11世紀／集落、城柵）、西根遺跡（7～8世紀／集落）、縦街道古墳群（7～8世紀／古墳）、二ノ宮遺跡（奈良・平安期／集落、古墳）等の埋蔵文化財包蔵地が含まれる。これまでの調査において、陶磁器を含む出土土器は、縄文・古代・中世・近世の各時期に及ぶ。しかし、出土土器のほとんどは古代の土器である。

出土土器の年代について、同一遺構から出土した土器群を一括資料とし、想定年代の設定の基準資料とした。年代を定めるための比較資料としては、802年に創建され10世紀中頃に衰退したとされる胆沢城跡出土の土器群と、11世紀末頃に創建され1189年に攻め滅ぼされた奥州藤原氏の柳之御所遺跡出土の土器群と比較した。基準資料となる土器群を整理したところ、次の4群に大別される。

(1) I群の土器

土器の種類には、土師器と須恵器がある。出土土器の器種は、土師器が高坏・鉢（有段丸底）・甕・小型甕・壺・甌、須恵器が壺・大甕・提瓶である。土師器は輪積み成形したものである。

胆沢城造営前の土器の特徴があることから、7～8世紀と想定される。

(2) II群の土器

ロクロを使用した須恵器の坏がともなう。遅れて、土師器にも須恵器坏を真似た坏がともなうようになる。出土土器の器種構成としては、土師器が坏・小型坏・低高台坏・足高高台坏、内黒土師器が坏・高台坏、内外黒土師器が坏・高台坏、磁器が高台碗（越州窯産青磁）、須恵器が坏・甕・鉢、陶器が唾壺（京都山城産緑釉陶）である。

胆沢城跡と同じ土器の時期変遷がみられることから比較し、9世紀後半から10世紀中頃と想定される。

(3) III群の土器

ロクロを使用した土師器の小皿がともなう。出土土器の器種構成としては、土師器が小皿・坏・高台坏・柱状高台坏（皿）・鉢・皿・甕、内黒土師器が坏・高台坏、須恵器が甕である。

胆沢城跡や奥州藤原氏の柳之御所遺跡と比較し、11世紀前半から11世紀中頃と想定される。

(4) IV群の土器

手づくねかわらけがともなう。釉を使用した陶磁器が大半を占める。器種構成としては、土師器が皿・小皿、手づくねかわらけが皿・小皿、磁器が碗（景德鎮官窯産青白磁）、四耳壺（福建省德化窯産白磁）、陶器が壺（越州窯産褐釉陶器）、壺（渥美産灰釉陶器）、袈裟襷文壺（渥美産灰釉陶器）、壺（渥美産無釉陶器）、経甕（常滑産陶器）、播鉢（渥美産灰釉陶器）、経筒か（陶器）である。

柳之御所遺跡と比較し、12世紀と想定される。

3 遺構の分布状況、構造

遺構の時期は以下のように4期に大別され、さらにⅡ期は4小期、Ⅲ期は2小期に細別される。

遺構Ⅰ期：Ⅰ群の土器群（7～8世紀）

遺構Ⅱ期：Ⅱ群の土器群（9世紀後半～10世紀中頃）

Ⅱ-1期：Ⅱ-1群の土器群（9世紀後半）

Ⅱ-2期：Ⅱ-2群の土器群（9世紀末頃～10世紀初め）

Ⅱ-3期：Ⅱ-3群の土器群（10世紀前半）

Ⅱ-4期：Ⅱ-4群の土器群（10世紀中頃）

遺構Ⅲ期：Ⅲ群の土器群（11世紀前半～中頃）

Ⅲ-1期：Ⅲ-1群の土器群（11世紀前半）

Ⅲ-2期：Ⅲ-2群の土器群（11世紀中頃）

遺構Ⅳ期：Ⅳ群の土器群（12世紀前半～後半）

（1）Ⅰ期の遺構と分布

二ノ宮後区域では竪穴建物跡1棟、鳥海区域では東部で竪穴建物跡1棟、中央部北辺の竪穴建物跡1棟、原添下区域では昭和33～40年の調査で検出された50棟以上の竪穴建物跡、縦街道南区域東部では東部の古墳跡4基、周溝17基、墓壇2基がⅠ期遺構に該当する。古代蝦夷社会の集落と古墳である。

（2）Ⅱ期の遺構と分布

Ⅱ期の遺構は二ノ宮後区域にはなく、鳥海区域では中央部の竪穴建物跡10棟、土坑1基、西部の竪穴建物跡1棟、柱穴3基、溝跡1条、原添下区域では西部の竪穴建物跡4棟等が該当する。

（3）Ⅲ期の遺構と分布

Ⅲ期の遺構変遷については、二ノ宮後区域の3・4号竪穴建物跡と、それに重複する1号掘立柱建物跡の新旧関係を踏まえて、Ⅲ-1群土器が出土した竪穴建物跡をⅢ-1期、Ⅲ-2群の土器群が出土した掘立柱建物跡をⅢ-2期とすることを基軸とした。その上で、区画施設の蓋然性が高い柱列跡や溝跡を含む遺構の主軸方位の近似性から導き出される整合性を勘案し、両段階の判別が困難な場合も含めて、遺構を整理した。

①Ⅲ-1期（11世紀前半）

二ノ宮後区域では、2～5号竪穴建物跡が該当する。しかし、煙道やカマドが検出されなかったため、住居以外の機能が考えられる。2号竪穴建物跡の西側のP6・7も一体の遺構と考えられる。3・4号竪穴建物跡は埋土に鉄滓が含まれるので、鍛冶工房であったと想定される。1号柱列は2号掘立柱建物跡と重複し、2・3号竪穴建物跡の間に位置することから、竪穴建物を東西に区画する施設であった可能性がある。3号柱列は1号掘立柱建物跡と重複し、3・4号竪穴建物跡の間に位置することから、1号柱列と同様の区画施設と考えられる。2号柱列はそれぞれ1号柱列と直交することから竪穴建物地区を南北に区画する施設と見ることがもできる。7号柱列は、その西の延長線が3号柱列と直交することから、同時期の竪穴建物地区と鉄生産地区を南北に区画する施設であったと考えられる。

鳥海区域では西部のSA01柱列P9、中央部北縁のSB04掘立柱建物跡、東部SX01・02不明遺構が該当する。このうちSB04掘立柱建物跡からはⅢ-1群土器が出土したが、方位や規模が二ノ宮後区域SB02掘立柱建物跡に類似し、Ⅲ-2期の構築時の混入やⅢ-1期からの継続も考えられるので、Ⅲ期として記述する。

原添下区域では、Ⅲ-1群の土器が西部の南・西側段丘縁（第二沢の落ち際）の人工の段付近から出土した。原添下区域西部の平坦部で使用された土器が、ここに廃棄されたものとする。

縦街道南区域では、中央部のSB01・02掘立柱建物跡、SD08溝跡が該当する。南北に位置する

SB01 の P3・9・21・27、SB02 の P36 は、P27 で調整し直線上に並ぶとみられる。また、SB02 の東側にある SA02 柱列は、SB01 の東面廂柱列の軸線の延長上に位置する。さらに、SB02 の東面柱列は SB01 の東面の廂の P25・26 柱穴の中間に位置する。神奈川大学名誉教授・西和夫氏からは、SB01 の P25-26 間の梁と、SB02 の P31-35 の桁が組み合うと考えられ、SB01・02 は一体の建物であった可能性があるという助言があった。SD08 の軸線方位は、同時期の土器が出土した同区域 SB01・02 とは大きく異なるが、縦街道区域西辺の区画施設と関連する可能性がある。また SD08 溝跡の方位は、南の原添下区域西部の東端の C-a 溝跡や、さらに南の鳥海区域西部の SB01・02 掘立柱建物跡の軸線方位ともほぼ一致しており、3 区域の遺構間の関連性を窺わせる。

②Ⅲ-2 期 (11 世紀中頃)

Ⅲ-2 群土器が出土した遺構を区域別に記述し、軸線方位等から関連遺構について検討する。

二ノ宮後区域では、1・2 号掘立柱建物跡、5 号柱列、鉄滓堆積地、石蓋ピットが該当する。1・2 号掘立柱建物跡は、3・4 号竪穴建物跡の廃絶後に整地され、建てられたものである。1・2 号小溝跡は、おそらく本区域北西隅で連結する同一遺構とみて大過なく、本区域の北辺と西辺を囲む塀であったと考えられる。2 号小溝跡は、その東側に続く柱穴を挟んで 2 号掘立柱建物跡の北西隅の柱穴に続くことから、一帯の施設であったといえる。2 号掘立柱建物跡は、柱穴の規模や構造から櫓状の建物が想定される。4 号柱列は、3 号柱列と時期差があり、1 号掘立柱建物跡の南に位置する区画施設と考えられる。5 号柱列は、6 号柱列とほぼ直交し、西辺の 1 号小溝跡とほぼ平行する。また、5・6 号柱列は L 字状の 8 号柱列とも直交、平衡の関係にある。したがって、これらの遺構は同時期の区画施設と考えられる。5 号柱列の東側にある 1~3 号鉄滓堆積地は、未精査のため詳細は不明であるが、鉄生産や鉄滓廃棄の地区としてⅢ-1 期から存続していたといえる。石蓋ピットも、鉄滓堆積地と関連する遺構と考えられる。

鳥海区域では、SD I 堀跡が該当する。軸線方位から検討した結果、二ノ宮後区域のⅢ-2 期の 1 号掘立柱建物跡や 5 号柱列と軸線方位が近似する遺構として、鳥海区域南東部の SB06 掘立柱建物跡があり、同時期に存在した可能性がある。この建物は、南側に張り出した舌状地に収まるように建てられており、鳥海区域の南東隅を意識して選地されたと推定される。それ以外のⅢ-2 期の蓋然性が高い遺構は、いまだ確認されていないので SD I 以東の方形区画の機能の解明についても、継続調査が必要とされる。

原添下区域では、原添下区域西部の C-a・C-b・C-c・D-a 溝跡、そして Cf09・Cf50No.1・Da09 No.1 (焼土) ピット、同西部の南・西側の第二沢北岸埋土 3・9 層、同南東部の SD II 堀跡、SB01・02 掘立柱建物跡、SI01~03 竪穴建物跡が該当する。原添下区域西部の南側には、複数の溝跡が存在し、連続する場合や並列する場合があります、またその軸線方位が一致、直交、あるいは近似することから西部南側を区画する塀や通路であったといえる。まず、南東にある L 字状の C-a 溝跡は、第二沢に接する D-a 溝跡に連続し、全体としてクランク状を呈しながらⅢ-2 期に東辺を区画していた塀であろう。C-a 溝跡に平行して隣接する C-b 溝跡も L 字状の溝である。D-1 溝跡を含めた各溝跡の埋土と過去の報告を考慮すれば、その構築順位は、「C-a 溝・D-a 溝 → C-b 溝 → D-1 溝」となり、C-b 溝跡は、C-a・D-a 溝跡による区画塀を、Ⅲ-2 期に改築したとみることができる。ところで、C-a・C-b 溝跡の L 字の曲がり角の北側には Cj68 掘立柱建物跡があり、従来は 2 間×2 間の総柱建物とみられていた。しかし、区画塀の改築に基づけば、まず C-a 溝跡の区画塀が P1・4・6・7・26・28 からなる 1 間×2 間の建物に取り付き、次に C-b の区画塀に隣接して旧建物から踏襲した P1、26、7~9、29 からなる 1 間×2 間の建物に改築したと考える方が妥当であろう。

次に C-3 溝跡は東側の延長線上に C-a 溝跡の東西部分が存在し、本来は溝があったと推定され

る西側の延長線上は第二沢に接するⅢ-2期のC-c溝跡の北の延長線上と直交する。つまりⅢ-2期にはC-c・C-3・D-1東西部分、D-a溝跡からなる塀があり、それは第二沢に向かって枡形を成し、しかもその北側のC-3溝跡の東端と、C-a溝跡の間が開いており、通用口となっていた可能性がある。そして、この枡形区画の北側のC-d溝跡の南の延長線上は、C-3溝跡と平行でないにせよ、ともに北側へ延びて一種の通路を構成していたと推定される。この南北通路は、原添下区域西部の北側で検出されたA-1・A-4溝跡が平行して構成する東西通路及びZ-a・Z-b溝跡が併走して構成する南北通路あるいは連結して、北側の第三沢に通じていたのかもしれない。この通路の検証は将来の課題であるが、A-a・A-1溝跡からⅢ-1・2群の土器が出土したことも上記の想定と整合する。こうして、C-c・C-3溝跡で南辺を、C-d溝跡で東辺を、A-1溝跡で北辺を、C-d溝跡と平行するA-a溝跡（北端がA-1溝跡の手前で切れる）で西辺を区画された東西45m、南北42～52mの広い空間がⅢ-2期（Ⅲ-1期も含めて）に存在することが明確になってきたのである。鑄造作業にかかわる坯型鉄滓や鑄型の出土は、この空間の機能の一端を示すものである。

前述した原添下区域西部南端の枡形区画の南側に隣接する第二沢北岸では、段丘縁の掘り込みの埋土3層から大量の土師器が出土した。南側のDa09No.1ピットは焼土と軟質化した土師器の存在から野窯的な土器焼成遺構と考えられる。また、第二沢北岸落ち際にあるDb09焼土ピット、落ち込み状のCj12・Da09No.2ピットも、土器焼成遺構との関連性が考えられる。そして第二沢北岸埋土9層からも大量の坏・小皿が出土したことから、ここが、使用した土器か未完成品の土器の廃棄場であったといえる。

原添下区域南東部のSDⅡ堀跡は、南東部を囲むべく鉤状に掘られ、壁面に平場を設置した人工の堀である。この方形小区画は第二沢を挟んで南接するSDⅠ堀跡（SDⅡと軸線方位一致）で西辺を区画された方形大区画と同時存在していた。方形小区画の中央やや南寄りに建てられたSB01掘立柱建物跡は四面廂付の東西7間、南北4間の建物であった可能性が高い。SB01は本遺跡で最大規模であり、Ⅲ-2期の中心施設であったと想定される。その北に位置するSB02掘立柱建物跡は、SB01と平行で廂がない建物である。両者は東西規模が近似し、軸線方位も一致しており、同時存在していたと考えられる。しかし、両者の間隔がかなり近接していることから、屋根の構造が一体とならざるを得なくなる。今後多くの検討課題があり、建築学的な検討が必要である。両者の南・西隣にはSI01～03堅穴建物跡があり、その形状から「方形堅穴建物」等と呼ばれており、鉄滓の出土から工房施設と想定される。Ⅲ-2期の中心施設と想定されるSB01と付設のSB02を避けて周囲に建てられていることから、臨時の施設といえる。SB02北側の空間で継続調査を行い、SB01を中心とする方形小区画の機能の全容解明を行う必要がある。

（4）Ⅳ期の遺構と分布

原添下区域の2号堅穴状遺構(66号堅穴建物跡)は、長辺約3.7m、短辺約2.6m、深さ約0.5mの隅丸長方形の遺構である。多数の円礫が検出され、Ⅳ群土器にあたる陶磁器やロクロかわらけ皿、小皿が出土した。また、周辺の第三沢、第二沢、SDⅠ堀跡、原添下区域西部の南縁(段丘上)、8号堅穴建物跡P6埋土、鳥海区域中央部北側のCc53No.02ピット、原添下区域西部のCf06方形、7号堅穴建物跡、縦街道南区域北端のSDⅢ堀跡からは、Ⅳ群土器にあたる陶磁器や手づくねかわらけが出土した。このような状況から2号堅穴状遺構は、経塚であったと推定される。

これまで鳥海柵跡は、前九年合戦後のことについては明らかにされていなかった。しかし、経塚の可能性のある原添下区域の2号堅穴状遺構を中心にして、Ⅳ群の土器(平泉セット)が出土したことから、奥州藤原氏時代における当地への考え方として宗教・信仰の空間として、使用されていた可能性が考えられる。

4 遺跡の変遷 —鳥海柵跡の時期— 【第 15 図】

(1) III-1 期 (11 世紀前半) の遺構変遷

SD I・II 堀跡のような大規模な防御施設である人工の堀は存在せずに、第一・二・三沢や台地東・南辺の段丘崖という自然地形を柵列や塀で区画しながら、縦街道南区域、原添下区域西部、鳥海区域、二ノ宮後区域を使用していたものと考えられる。まず、III-1 期最大建物である縦街道南区域の四面廂付 SB01・02 掘立柱建物が中心施設として存在し、次にその南側の原添下区域西部南側に土器制作工房、南端の二ノ宮後区域に鍛冶工房地区を擁していた。二ノ宮後区域は竪穴建物 4 棟、柱列が存在した。多賀城と関連する製鉄遺跡・柏木遺跡を参考とすると、竪穴建物跡が鍛冶工房と想定される。

(2) III-2 期 (前九年合戦に近い 11 世紀中頃) の遺構変遷

第一・二沢や段丘崖という自然地形を利用し、大規模な堀 SD01・02 を掘削し、原添下・鳥海・二ノ宮後区域を使用していた。まず、原添下区域南東部には大規模な L 字状の SD II 堀で区画された方形小区画があり、その中心施設として III-2 期最大の四面廂付建物 SB01・02 が建てられた。続いて、この方形小区画には SB01・02 を外した周囲に鍛冶を営む SI01～03 竪穴建物が建てられた。臨時の施設であろう。

次に、第二沢を挟んでこの方形小区画の南側の鳥海区域には、大規模な直線状の堀 SD I が南北に掘削され、東の台地を南北約 140m、東西約 170m に大きく区画する。この方形の大区画は、北の縁辺部に塀と櫓、南の縁辺部に通用口を有する塀が廻らされている。SD I 堀跡は、航空写真や調査記録によれば、かつて両側に土盛が存在していたことが分かり、両側に土塁を備えた堀であったとみられる。また、SD I の西面壁上部では SD I 内ピット群が検出され、南北方向の材木塀の痕跡と推定される。北辺の東西材木塀であった A-No.1 溝跡の続きか、あるいは SD I にともなうものかは不明である。将来、この南北塀の南への続きを検討する必要がある。方形大区画内部では、南東部で 5×2 間の SB06 掘立柱建物跡が確認されている程度で、他の建物の存在は不詳である。幄舎などの簡易な施設が建てられていたのであろうか。

原添下区域西部南側には、塀で囲まれた枳形区画や、方形区画、複数の通路が存在し、区画内では土師器焼成や鋳造作業が行われていた。二ノ宮後区域には柵列によって区画された空間の北側に掘立柱建物や櫓状建物が、南西側に鉄滓堆積地が存在した。鉄滓堆積地は、萩沢 II 遺跡(宮古市)を参考とすると、堆積状況が製鉄炉と廃滓場と類似する。その場合、石蓋ピットが空気穴であった可能性があり、鉄生産の工房が存在していたものと想定される。

(3) III 期 (11 世紀前半～中頃) の細分ができない遺構

III-1 期か III-2 期かを判断できない遺構には、まず鳥海区域の大小 2 棟の四面廂付掘立柱建物跡 SB01・02 があり、四面廂付という構造からみて、両者には若干の時期差があったと考える。これらの建物は、縦街道南区域の四面廂付掘立柱建物跡 SB01 及び原添下区域南東部(方形小区画)の SB01 と比較した場合、軸線方位や機能上どのような差があったかについては不明である。次に鳥海区域中央部の SD I の北端西隣にある東西材木塀 A-No.1 溝跡は門の可能性はある。Ah53 ピット群、SD I の東側の方形大区画の中心部にある 1 間四方の SB05 掘立柱建物跡、二ノ宮後区域の焼土遺構も該当する。